厚木基地航空機離着陸損害賠償等請求事件

訴　　状

原告 真屋　求 他2,822名

被告 国 代表者　法務大臣下稲葉耕吉

 訴訟物の価格 金 2,249,296,000円

 貼用印紙額 金 5,617,600円

(請求の趣旨)

1. 被告は、原告らに対し、それぞれ別紙損害賠償額一覧表Ｃ欄記載の各金員および同一覧表A欄記載の金員に対する平成9年11月１日から支払い済みまで年5分の割合による各金員を支払え。
2. 被告は原告らに対し、厚木海軍飛行場(海上自衛隊厚木航空基地及び米海軍厚木航空基地として運用されている施設をいう)に離着陸する航空機の騒音による原告らの居住地境界上における年間WECPNL値が75を下回るまで、１ヵ月につき各2万円を支払え。
3. 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

(請求の原因)

第1 　当事者

1．原告らは、厚木海軍飛行場(海上自衛隊厚木航空基地及び米海軍厚木航空基地として運用されている施設をいう。以下「厚木基地」という。)に近接する地域に、別紙損害賠償額一覧表居住開始期欄記載の年月日から居住している周辺地域住民である。その居住地は厚木基地を取り巻いて、綾瀬市、大和市、相模原市、座間市、海老名市、藤沢市の周辺６市に及んでいる。

なお、原告らの住所は、防衛施設周辺の生活環境の整備などに関する法律による厚木基地周辺の住宅防音工事の取扱等により、現在WECPNL75以上。同80以上、同90以上または95以上の地域にある。

2．被告は、厚木基地を設置・管理運営すると共に、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(以下「安保条約」という。)6条および「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力および安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」(以下「地位協定」という)に一部を専用使用、一部を共同使用させるとともに、自ら海上自衛隊基地としてこれを使用しているものである。

第2　本件請求の意味

1．原告らの居住する厚木基地周辺における航空機騒音公害は、我が国における同種の基地公害としても最も激甚なものの一つともいわれ、次項以下に述べるように周辺住民は、昭和３５年頃から多年にわたり厚木基地における軍用機の離着陸、旋回訓練やエンジンテスト、ランアップによる激しい騒音や相次ぐこれら軍用機による事故のため、激しい日常生活自体を通常に営むことが困難であるとして、周辺住民らは、騒音公害等の解消を求め、請願や署名活動、人権救済などを行い、また神奈川県や原告らが居住する各市も、同解消を求めて繰り返し被告に要請した。

然るに、被告はこれに耳を貸そうとしないばかりか、後記のように特に昭和４０年代の後半から厚木基地における活動を次々と拡大し、被害を激化させた。その結果、厚木基地周辺は、これを訪れる新聞記者などに「人間の住む環境ではない」と言われるまでになり、その状況は現在まで引き続いている。

2．上の事情から、昭和５１年9月８日に、大和市在住の住民９３名が被告に対し、

上騒音公害被害について損害賠償及び右騒音公害の阻止と目請求の訴えを提起した。(第一次厚木基地騒音公害訴訟。以下「一次訴訟」という。)

また、昭和59年１０月２２日に、本件と同様周６市在住の住民１６１名が一次訴訟と同様の訴えを提起した。(第二次厚木基地騒音公害訴訟。以下「二次訴訟」という。)。

(被害の程度)

　上一次訴訟につき、一審である横浜地裁は一定額の損害賠償額を認定したが、控訴審である東京高裁は損害賠償も棄却したので、同原告らは上告した。そして、平成５年2月２５日、最高裁判決があり、(甲第一号証)、原審の損害賠償請求棄却部分は、等の各判断要素を正しく総合判断しないものであるとして破棄差し戻しとなった(同12頁以下)。そして差戻し審である東京高裁は平成７年１２月２６日に、同原告ら居住地域のWECPNL値によって損害賠償請求を認容した判決をし(甲第二号証)、被告もこれにつき上訴しなかったので、同判決は確定した。

　上二次訴訟は、一審である横浜地裁において、平成４年１２月２１日、上甲第二号証の最高裁判決と同様の方式により、損害賠償請求を認容する判決がなされ(昭和５９年　第2552号)、現在、控訴審である東京高裁に係属中である。なお、上一次訴訟と近接する時期の同種の判決としては昭和６２年７月１５日の第一・二次横田基地騒音公害訴訟の控訴審判決(甲第３号証)があり、同判決も、原告居住地のWECPNL値によって損害賠償請求を認容したものである。同認容について国は上告をしたが、上甲第一号証の判決と同日の最高裁判決は上告を棄却し(甲第四号証)、上控訴審判決は確定した。

3．上のように軍用基地周辺の航空機騒音被害の程度が一定以上激甚である場合は、それが民事上違法となり、損害賠償をなしうることは最高裁以下の判例によって確立されていると言ってよい。

また、厚木基地周辺の被害を生じさせている航空機騒音がかかる違法な状態となっていることは、上の各判決によっても明らかである。そうであれば、本来、違法な騒音状況は、差し止め判決など司法的にも解消するべき方途が与えられるべきであるし、また、被害を生じさせている被告は、自らその騒音状況の解消のための方途を取るべきものである。

然るに、前記の各判決を含め、従前の基地騒音公害事件の各判決は、騒音公害が安保条約による米軍機の活動及び自衛隊機の活動によるなどとして、その直接の差し止め請求を容易に認めようとしない。また、被告も前記甲第二号証の高裁判決が確定した後も、騒音公害解消のための根本的な方策を任意に取ろうとせず、後記のように硫黄島に国費によって建設した訓練施設も被害解消に役立っていない。原告ら周辺住民の何よりの願いは、厚木基地周辺の住宅地上空の旋回飛行などによる日常的な「音の暴力」や墜落事故等による絶えざる身の危険の即時の解消であるが、原告らは、上のような状況において、正当な被害回復である損害賠償を求めるとともに、その認定を通じて１日も早く被告が違法な騒音状況の解消を実現することを促すべく本件訴訟に踏み切ったものである。

(第3 厚木基地の概要以下略)